

かすみがうら 市議会だより

目 次 CONTENTS

No.83

令和7年第2回臨時会・第3回定例会を行いました

- P2-3 令和7年第2回臨時会提出議案
- 令和7年第3回定例会提出議案
- P4 議案審査特別委員会での議案質疑
- P5-6 決算審査特別委員会での議案質疑
- P7-8 委員会活動
- P9-13 一般質問

コラム

- P14 議会日誌・編集後記



▲夕暮れの堤防から見える富士山
(かすみがうら市牛渡地内)



市議会だよりは、
ホームページでも
ご覧になれます。

令和7年第2回臨時会議案等議決結果一覧

令和7年第2回臨時会が8月12日に開催され、議案1件を慎重に審議しました。



◀議案の内容等
詳細はこちら

議案番号	件名	議決結果
議案第64号	令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）	原案可決 (全会一致)

令和7年第3回定例会議案等議決結果一覧

令和7年第3回定例会が9月2日から9月24日までの23日間で開催され、議案16件、請願1件、委員会発議1件、議員発議2件を慎重に審議しました。



◀議案の内容等
詳細はこちら

議案番号	件名	議決結果
議案第66号	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
議案第67号	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びかすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
議案第68号	令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）	原案可決 (全会一致)
議案第69号	令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決 (全会一致)
議案第70号	令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決 (全会一致)
議案第71号	令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決 (全会一致)
議案第72号	令和7年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決 (全会一致)
議案第73号	令和6年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定 (全会一致)
議案第77号	令和6年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	認定 (全会一致)
議案第78号	令和6年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について	認定 (全会一致)
議案第79号	霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の締結について	原案可決 (全会一致)
請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採択 (全会一致)
委員会発議第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）	原案可決 (全会一致)

賛否が分かれた議案等

議案番号	件名	氏名	井出有史	塚本直樹	鈴木更司	石澤正広	服部栄一	鈴木貞行	櫻井健一	久松公生	小倉博	櫻井繁行	設楽健夫	来栖丈治	岡崎勉	小座野定信	佐藤文雄	矢口龍人	議決結果
議案第65号	かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ◆ - ○ ○ ◆ ○	原案可決 (賛成多数)																
議案第74号	令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ◆ - ○ ○ ◆ ○	認定 (賛成多数)																
議案第75号	令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ◆ - ○ ○ ◆ ○	認定 (賛成多数)																
議案第76号	令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ◆ - ○ ○ ◆ ○	原案可決 (賛成多数)																
議案第80号	財産の貸付けについて	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ◆ ○ ○ ○ ○ ○ ◆ - ◆ ◆ ◆ ◆ ◆	原案可決 (賛成多数)																
議員発議第1号	旧新治小学校施設の財産の貸付けに係る特別委員会設置に関する決議（令和7年第3回定例会 議案第80号 財産の貸付け）	◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ○ ◆ ◆ ◆ ◆ ○ - ○ ○ ○ ○	否決 (賛成少数)																
議員発議第2号	櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会設置に関する決議	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 除 ○ ○ ○ ○ ◆ - ◆ ◆ ◆ ◆ ◆	原案可決 (賛成多数)																

賛成は○、は反対◆、欠席は欠、不在は/、除斥は除、表決権行使しない場合は棄で記載

※ 除斥とは、議会での審議を公正なものとするため、議題となつた案件と一定の利害関係にある議員を、その審議のときに議場から退席させること。

※ 来栖議員は議長職のため、本議会での表決（賛成・反対の意思表示）権はないため-で記載。ただし、賛否同数となった場合は、議長も表決に加わる。

令和7年第3回定例会提出議案

議員発議第1号と議案第80号の関係について

市長より提出された議案第80号「財産の貸付について」は、廃校となった旧新治小学校を外国人留学生のための日本語学校の設立を目的とする団体に貸し付ける内容のものです。

令和7年第3回定例会開会日である9月2日、市長によるこの議案の上程に際し、通常の議案審査特別委員会への付託ではなく、調査特別委員会を設置し、そこに付託して審査することを求める議員発議第1号「旧新治小学校施設の財産の貸付けに係る特別委員会設置に関する決議」が小座野議員より提出されました。この発議は、採決の結果、賛成少数で否決となったため、議案第80号は令和7年第3回定例会議案審査特別委員会に付託し、審査することとなりました。

なお、議案審査特別委員会での審査の末、賛成多数で可決すべきとした結果が、9月24日での本会議で委員長より報告されました。その後、議案第80号についての討論では以下のような意見が交わされ、議場での採決の結果、賛成多数で可決することが決定しました。

委員会への付託に関する原則については、本誌14ページの豆辞典をご覧ください。

本会議で行われた主な討論

令和7年9月2日

議員発議第1号 旧新治小学校施設の財産の貸付けに係る特別委員会設置に関する決議（令和7年第3回定例会 議案第80号 財産の貸付け）

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none">母体である学院のホームページで、学生の不適切な行為についての記事が載っていた。急激な環境の変化や文化の違いによって、起りこり得る危惧を持ちながら推し進めるのは強引ではないか。慎重な審議、また地域の人の声や意見などを聞けるような時間が必要ではないか。この日本語学校の設立に対する政策の説明にある学院がどのような団体で、どのような実績があるのか、今回の貸付けに際して、どのようなことを行うのかについて、十分な現地の視察等も含め、検討していく必要がある。地域説明会に参加した地元住民の感想に、説明を聞いただけでは納得していないでしょうとある。地元の方の意見等も聴取し審議をして、市民も議会も納得できるような関係をつくっていきたい。	<ul style="list-style-type: none">令和7年第1回定例会での議案第49号は、農村環境改善センターの評価額7000万円を超える財産の無償譲渡についてだったが、議案審査特別委員会の中で審議・決定した経過があることから、本議案も、議案審査特別委員会の中でしっかりと審議をしながら、この第3回定例会最終日である9月24日までに、おののの議員がジャッジを下すべきである。

令和7年9月24日

議案第80号 財産の貸付けについて

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none">千代田地区の廃校については、具体的な利活用に向けた話し合いが進まなかつたが、今回、旧新治小学校について提案があった。年間70万円での貸付料の収入が見込まれるほか、これまで市が支出していた年間約130万円の維持管理費の削減も見込める。また、日本語学校として活用する計画であるため、外国人留学生が市内に居住することで人口の増加、卒業後には地域の雇用促進につながることも期待できる。さらに、地域のコミュニティースペースの開放などの要望についても積極的に対応したいという表明もあるため、地域の方が集い、そして外国人留学生とも交流ができる地域の拠点としても期待する。履歴事項全部証明書に記載のある現地の事務所に訪問したが、そこでは、教務主任が使用する教科書の選定やカリキュラムの作成作業を行っていた。さらに、留学生が使用する机や椅子などの備品がそろえられ、開校へ向けての準備が進んでいることを確認した。今回、霞ヶ浦学院が県内で認定を受ければ、県内で数少ない認定校となる見込みである。今後、生産年齢人口を中心とした人口減少社会が想定される中、日本語教育学校で適切な教育を受けた外国人人材を受け入れていくことは、かすみがうら市の活力を推進していく上でも必要なものと考える。	<ul style="list-style-type: none">第1に、地元説明会での理解が十分に得られない。地元住民からの意見等を聞く機会を設けるなど、徹底的な審査が必要ではなかったか。議員発議第1号による特別委員会の設置は否決されたが、継続審査にして説明会を開き、その後審査する方法もある。信用調査も行っていないのは問題ではないか。第2に、日本語学校に名を借りた外国人派遣を目的とした会社ではないかという疑いがある。この旧新治小学校の貸付けについて、当業者は説明会を1回しか開いていない。出席者の大半の人はいい返事をしていないかったと聞いている。そして、反対の意味での要望書も市長の元に届いている。旧新治小学校の周りで、100人からの生徒がどこに生活するのか。どこで買い物をするのか。もう少し時間を置いて、地元住民の声を聴いて、それから提案すべきではなかったか。今回は時期尚早である。住民は納得していない。不安と不信から第2回の説明会を求めている。住民の求める疑問に答えることが市政運営の基本ではないか。姉妹校としての認可が下りている日本語学校となぜ契約を進めていないのか。まだ許可が下りていない霞ヶ浦学院との契約をなぜ進めるのか。住民の説明要求に応えず、不安と不確定要素があり、住民から再説明を求められているにもかかわらず、なぜ議案を提出し、強行するのか。住民本位の市政運営を求める、継続審査すべきである。

令和7年第3回定例会 議案審査特別委員会における主な議案質疑

(9月3日開催)

議案審査特別委員会は議長を除く15名の委員で構成。

議案第80号 財産の貸付けについて

【議案の概要】

旧新治小学校の土地や建物を、日本語学校としての利用を提案している事業者に貸し付けるものです。

Q 地域説明会の開催後、地元から第2回説明会開催の要望が提出されたが、どう感じているのか。

A 令和7年3月23日に第1回の説明会を開き、その報告の内容によりある程度理解は進んでいるのかと思っておりました。要望書が出てきたことで、一方で全員が賛成というわけではないことが分かりました。今後は事業者と、さらに相互理解を深めるような機会を、できるだけ早く順次スムーズにいくように準備を協議していきたいと思ったところです。



▲旧新治小学校

Q 第2回説明会はいつ行う予定なのか。早急にやるべきではないのか。

A この後、貸付けがなされると、日本語学校の開校に向けて校舎の修繕等もあります。そういう事情を地域の方に見てもらうのも必要だと思いますので、内容に進展があった時点で開くのがよろしいかと考えております。この議案が通った暁には早々に説明の機会を設けるよう事業者と調整をしてまいりたいと考えております。

Q 地域住民に対する安全確保は大丈夫なのか。

A 姉妹校にて学生がSNS上にいたずら動画を投稿した不適切行為がありましたが、当該生徒は既に退学処分とし、帰国させていると聞いております。仮にそのような事案が発生した場合は、同じように厳しい処分で対応する方針と聞いております。説明会等においても、事業者のほうからは学生に対し徹底した教育をし、地域の住民の方にご迷惑をかけることのないよう厳しく指導していくということですので、そのように頑張っていただき、地域住民の方ともコミュニケーションを取っていただくものと思っております。

Q 地域住民の声が一番であり、市民は日本語学校というものに対する不安がある。勇み足だと思うが、継続審議にすべきではないか。

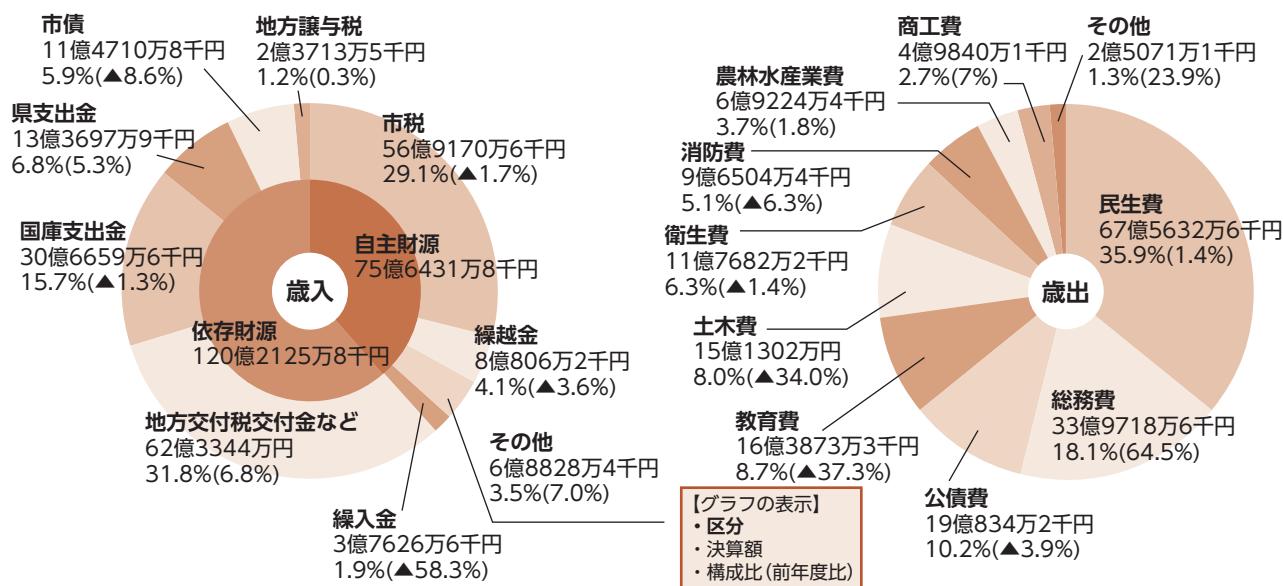
A 不安であるというのは全くごもっともだと思っております。その点については1日も早く払拭するべく事業者と調整し、議員からいただいた疑問点も含めて十分に説明をして、ご理解をいただきたいと考えております。しかしながら、議案につきましては、今回はこういったいい提案をいただいたということで、執行部としてはぜひとも今回採決を取っていただいて、前に進めるような形を取っていただければという思いでおります。

各決算議案の審査

令和6年度各決算議案の審査は決算審査特別委員会に付託し、一般会計、特別会計、公営企業会計のそれぞれの決算の認定を審査いたしました。

一般会計決算の内訳 (カッコ内は前年度比)

【歳入総額】195億8557万6千円 (▲1.5%) 【歳出総額】187億9682万9千円 (▲1.4%)



特別会計決算の内訳 (カッコ内は前年度比)

【歳入総額】90億5558万4千円 (▲0.4%) 【歳出総額】89億7878万7千円 (▲0.2%)

	歳 入	歳 出
国民健康保険特別会計	39億8539万3千円 (▲4.7%)	39億7078万8千円 (▲4.8%)
後期高齢者医療特別会計	11億8524万7千円 (11.6%)	11億6199万4千円 (12.6%)
介護保険特別会計	38億8494万4千円 (0.9%)	38億4600万5千円 (1.3%)

公営企業会計決算の内訳 (カッコ内は前年度比)

	収 入	支 出
水道事業会計収益的収支	9億8423万2千円 (0.9%)	9億7806万3千円 (3.2%)
水道事業会計資本的収支	3億9040万円 (35.1%)	6億1073万9千円 (▲15.8%)
下水道事業会計収益的収支	12億9046万4千円 (▲0.8%)	12億3120万円 (▲1.0%)
下水道事業会計資本的収支	5億6874万7千円 (▲16.6%)	8億2393万5千円 (▲9.9%)

※収益的収支、資本的収支共に税抜き表示となっております。

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金で補填しました。

もっと詳しく



かすみがうら市の基金の状況は市議会ホームページにて
掲載しております。右のQRコードでご覧ください。



決算審査特別委員会における主な議案質疑

(9月8日、9日、10日、11日、12日開催)

決算審査特別委員会は議長及び監査委員を務める議員を除く14名の委員で構成。



▲水郷園外観

Q

令和6年7月から水郷園がスタートし、令和7年3月まで395人が利用しているが、費用対効果としてどう考えているのか。

A

水郷園に関しては、約800万円の売上げです。目標値は約1100万円だったのですが、目標額より実績は低かったと考えております。令和6年度に執行した事業費に対する費用対効果は、令和7年度に入って大きく出ているとはまだ言えませんが、引き続きプロモーションはしていきたいと考えており、アジア圏を中心にプロモーションしていきたいと思っております。

Q

令和6年度の水道の有収率が令和5年度に比べ0.3%マイナスになり、給水原価が上がった。漏水等が原因とのことだが、対策はどうしているのか。

A

昨年度に漏水の多い地区である上佐谷地区、山本地区の配水管の布設替え工事を行っております。また、漏水件数は毎年度170件から200件近く発生しておりますので、発見後には迅速に修繕工事を行って対応しているところです。また、集中するエリアについては、漏水調査を行うなどの対応もしております。

※有収率…水道として配水された総水量のうち、料金として収入を得られる水量（有収水量）が占める割合のこと。

Q

食材費の値上がりにあたり、給食費の1人当たり月額700円を市負担としたことに関して、給食費の無償化と、オーガニック給食の推進と一緒に目指すのは難しいのではないか。

A

現在700円相当分は市負担ですが、米も含めて食材が値上がりしているところから、給食費の見直しはかけていかなくてはならないと考えているところです。一方、オーガニック給食に係る食材につきましては、現在、本市の補助を受けているオーガニック推進協議会から無償で提供を受けていることから、教育委員会の食材費で購入しておりません。学校給食は、極力食材費を抑えて、安価に安定したおいしい給食を提供できるという、二本立てで進めています。

Q

移住定住・結婚支援に要する経費が令和5年度に比べ10分の1になっているが、令和6年度は、これだけの予算で足りていたのか。どういった声が現場で聞こえたのか。

A

令和5年度までありました移住促進住宅取得支援事業が、令和6年度から廃止になりました、大幅に予算が減額になっております。令和4年度まではコロナ禍の臨時特例交付金が充てられておりまして、それが令和5年度から切れ、令和5年度は市単独事業として実施しましたが、この事業があったから移住してきたというよりは、移住がもともと決まっていて、事業があるから利用された方も一定数いたということがありました。一つは目的を達成したというところと、もう一つはそういった面も加味して精査した結果、削減した状況です。

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会を設置しました

櫻井健一議員の後援会事務所が所在する土地において、農地転用の許可を受けず農地のまま後援会事務所として利用をしている現状にあるとの内容で、土地登記事項証明書の写しを添えた令和7年9月8日付け差出人不明による投書が本市市長、議長及び櫻井繁行議員宛てに届きました。このことを受け、令和7年9月18日に全員協議会を開催し、議長より投書があったことと、議長の聞き取りでは櫻井健一議員は同法による手続きが完了していないことが確認されました。また、市では今後、農業委員会事務局においても速やかに行政指導していくとのことであり、櫻井健一議員本人からも、事実関係を確認するとともに、農業委員会事務局へ既に申請しており、改善に向けて引き続き協議・対応していくとの報告がありました。

以上の状況を踏まえ、櫻井健一議員並びに市農業委員会事務局のほか関係部署等から現状報告及び意見聴取に基づく調査を行い、かすみがうら市議会としても対処すべきとする議員発議第2号「櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会設置に関する決議」が、令和7年第3回定例会において櫻井繁行議員より提出され、採決の結果、賛成多数で可決となったことから、同委員会を設置することとなりました。

充分な調査を行うため、令和7年第3回定例会閉会後も委員会を継続してまいります。

議員発議第2号で行われた主な討論

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none">今回の件は、登記簿上では、畠であることが確認された後援会事務所や駐車場が農地法第5条で違反ではないかという内容であり、実際にこの住所に行ってみたところ、事務所や駐車場が確認できた。議員は公人であり、市民の負託を受けている。なぜ、そうであれば今まで是正をしなかったのかも含め、委員会を開き、これまでの経緯を調査する必要があると思う。	<ul style="list-style-type: none">行政と櫻井健一議員の間での問題として肅々と進めればいいのではないか。投函された怪文書は、櫻井健一議員に対する攻撃を目的にしているのではないか。こういうことが進めば、怪文書にそれなりの事実を添付してやれば、調査特別委員会となってしまうのではないか。今、取り立てて大きな問題として取り上げるものではない。お互いに協力、協働を強めていけばよい。インターネットにある後援会事務所の所在地は櫻井健一議員本人が設置した住所だと思われる。農業委員会の事務の徹底を図るかのような内容だが、意味のない委員会としか受け取ることができない。この案件が調査特別委員会にどうしても必要かどうか考えるべき。総務経済委員会に経過の報告をすることで、議会は把握していくことができる。そういう中で物事が肅々と解決されていくという道筋を歩むべきではないか。

総務経済委員会

○閉会中に行われた委員会

○令和7年8月18日開催の調査内容

- 旧新治小学校の貸付けについて
- 水道事業広域連携への加入決定について



▲説明を受ける委員
(千代田庁舎委員会室)

文教厚生委員会

○閉会中に行われた委員会

○令和7年8月19日開催の調査内容

- 令和7年分の申告相談会場について
- かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について



▲説明を受ける委員
(千代田庁舎委員会室)

○委員会付託案件の審査

○令和7年9月2日の審査内容

- 請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための 政府予算に係る意見書採択を求める請願

全会一致で採択された上記の請願第1号に基づき、以下の要望事項を伴う意見書案が委員会発議第3号により提出され、全会一致で可決されたことから、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・文部科学大臣に意見書を提出しました。

意見書の要望事項（抜粋）

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

一般質問

質問通告事項

3 2 1 市道の管理、規制について
青少年育成における白ポストの設置について
廃止された千代田神立ラインに代わる
公共交通について

◀映像は
こちらから
ご覧ください



▲西成井バイパス入口交差点

鈴木 更司 議員



Q 市道の管理や規制について伺う
A 関係機関と連携して規制導入を検討してまいります

Q 自転車の運転マナーと対策について伺う
A 啓発活動を充実させ、交通安全意識の向上と事故防止に努めてまいります

◀映像は
こちらから
ご覧ください

2 1 本市の道路行政について
本市の自転車によるまちづくりについて



Q 西成井バイパスのセンターラインや歩道など、規制の見直し予定について伺います。
A 市民部長 西成井バイパスにおけるスピード超過や危険な追越しにつきましては、深刻に受け止めております。当該区間は、センターラインが破線で追越し可能な構造となつております。センターラインの実線化や速度制限など、道路課及び警察と連携し、現地調査の上、規制導入の要望を検討してまいります。また、中学生の自転車や農作業用車両の横断については、横断歩道や注意喚起看板、路面標示の設置など、現地の状況を踏まえ検討してまいります。今後も地域の安心・安全を第一に、関係機関と連携し、交通安全対策の充実に努めてまいります。

Q 千代田神立ラインの代替とすることができる、既存の公共交通の活用に関する周知について伺います。
A 都市建設部長 持続可能な公共交通として継続するため、最も利用頻度が高い神立駅東口から土浦協同病院までに絞つて運行することが、市民の皆様の地域医療拠点への移動手段を確保する上で最も効果的であると判断いたしました。この変更は本年7月より実施しております。廃止された市内循環ルートの代替手段としましては、デマンド型乗合タクシーとタクシー利用助成事業の2つの制度をご用意しております。これらの制度を積極的に活用していただくことで、市民の皆様の移動を支援してまいります。今回のルート変更や代替手段につきましては、市のホームページをまた広報誌での周知に加え、市の公共交通をまとめたご利用ガイドの改訂版を7月上旬に全世界へ配布し、周知徹底に努めております。

久松 公生 議員



Q 本市の自転車マナー（乗り方）をもっと充実させるために、どのように考えているのか、そして「車道混在」による道路や環境整備等は、どのように対策していくのかお伺いします。
A 市民部長 市といたしましては、警察署や交通関係団体等と連携し、「まちづくり出前講座」に交通安全教室等を組み込むほか、街頭キャンペーンや立哨活動などの啓発活動、パトロール車による広報等を実施し、交通ルールや自転車の安全利用についての啓発に努めています。また、広報誌や市ホームページ等の媒体を活用し、周知徹底を図つてまいります。
A 総務企画部長 道路構造や幅員等の制約により、自転車道や自転車専用通行帯の設置が難しい区間においては、車道混在による整備として、車道内に矢羽根型路面表示や自転車ピクトグラムを設置し、自転車の通行位置を明示することで、自動車運転者に注意喚起を図ります。また、ヘルメット未着用者の重傷・死亡率の実態からも、早期に実施できるよう検討してまいります。
A 都市建設部長 通学路の安全確保は、未来を担う子どもたちの命を守る重要な責務です。通学路の維持管理・整備を着実に進め、子どもたちが安全・安心に通学できる環境づくりに全力で取り組んでまいります。道路の維持管理では、限られた予算と人員の中でいかに効果的な管理を行うかが大きな課題です。引き続き道路の長寿命化や民間事業者のさらなる活用など、最小の経費で最大限の効果を得られる方法を積極的に検討してまいります。今後も市民の皆さまの安全・安心な暮らしを守るために、より効率的かつ計画的な道路維持管理に努めてまいります。

一般質問

塚本 直樹 議員



Q 東消防署の移転、開設までのスケジュールについて伺う

A 令和9年度末に引っ越し、新庁舎での業務開始を計画しております

◀映像はこちらからご覧ください



質問通告事項

1 東消防署建て替え移転に伴う周辺のインフラ整備等について

2 学校給食への地場産物活用並びに給食費無償化について



Q 東消防署移転に伴う現在の進捗状況及び開設までのスケジュールを伺います。また、移転先の旧霞ヶ浦保健センター跡地周辺の道路拡張、新設の考えはあるのかお伺いします。

A 消防長 令和8、9年度の2か年で工事を行い、令和9年度末には引っ越し、新庁舎での業務開始を計画しております。

A 市長 移転先ですが、小学校付近ということもありまして、児童の安全については特段の配慮が必要だと認識しております。歩道の整備や緊急車両が幹線道路までスマーズに出動できるような道路整備など、具体的に検討していきたいと考えております。

Q 国で小学校の給食費が無償化となつた場合、本市で中学校の給食費を無償化にする考えはあるのかお伺いします。

A 市長 国のほうで小学校の無償化が進みましたら、昨年度から実施しております第2子以降の無償化に充てている財源を振り替え、中学校の給食費においても無償化を図り、小中義務教育学校全ての無償化に取り組んでまいりたいと考えています。なお、給食にまつわる支援に関しては、無償化等の財政的な保護者に対する支援と、それとは別に子どもの健全育成に直接関わる質の向上ということでオーガニック給食に取り組んでおります。これからもこれらの施策を実施し、安全、安心で美味しい学校給食の充実に努めてまいりたいと考えております。

櫻井 健一 議員



Q 神立病院の移転断念となつた旧つくばハウス跡地の今後の土地動向について伺う

A 地域のにぎわいを生み出すエリアに見直しております

◀映像はこちらからご覧ください



質問通告事項

2 1 旧筑波ハウスの跡地利用について

2 2 「中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会」について



Q カつての筑波ハウスの広場は、地域の子どもたちが集い、空手の稽古や野球・サッカー・バドミントンなどに興じる憩いの場でした。次の用途が決定するまでの間、一定の整備を施し、市民の方が利用できるよう開放していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

A 総務企画部長 若者や子育て世代の定住に向け、民間の活力を生かした都市機能の充実と、地域のにぎわいを生み出すエリアに見直しております。一方、短期での利活用が決定するまでには一定の時間が必要だと考えます。一定期間内という制限はありますが、民間の需要などの把握につきまして、その手法を探っていただきたいと考えております。

Q 多くの機能が備わった複合交流拠点施設の整備を中心市街地に望んでいる市民の方も多くいると思います。中心市街地の施設の在り方を協議できる委員会を議会に設けることを提案したいと思いますが、令和4年12月の一般質問の中で、市長は「市民生活を支える複合交流の拠点は市街地の、多くの方が住むエリアのできるだけ真ん中に近いところに整備することを第一にする。それが市政を担う者の責任ではないか」と考えております。」とおっしゃいました。「中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会」はその意志を継いだ委員会と解釈してよいのか伺います。

A 市長 多くの方が行きやすい場所に設置したほうがいいという考えは今も持っております。その一方で、複合交流拠点を一つどこかに建つればそれで済むという話ではなく、中心市街地の老朽化を迎える公共施設の在り方、あるいは財政的にどこまでできるのかを総合的に検討いただく委員会として立ち上げました。市民の皆様の求める機能をいかに確保して財政的にも安価にできる方策は何か、その両方をしっかりとにらみながら、最終的には議員の皆様や市民の皆様ともご相談の上、決定していきたいと考えております。

※ 多くの機能が備わった複合交流拠点施設の整備を中心市街地に望んでいる市民の方も多くいることから、中心市街地の施設の在り方を協議できる委員会を議会に設けることを提案しました。

一般質問の持ち時間を、質問・答弁含めて70分として行いました。

質問通告事項



◀映像は
こちらから
ご覧ください

1 神立病院移転に関する市の対応と今後の
土地利用について



▲旧つくばハウス跡地

4321 複合交流施設の見直しについて
子育てしやすいかすみがうら市について
入札制度の改革について
水道事業の広域化について

質問通告事項



矢口 龍人 議員



Q

神立病院移転計画が中止に至った経緯等について、市長の見解を伺う

A

大変残念ですが、やむを得ない社会情勢の変化と考へる以外にないと思つております

Q 神立病院移転計画に係る事業費が想定を大幅に上回る見込みとなつたことから、事業計画の実現が困難となつたため、基本協定の解除に合意したことについて、損害賠償を検討すべきではないか、また、計画変更を議会や市民に伝えなかつたのは説明不足ではないか、市長の見解を伺います。

A 市長 抗し難い社会情勢の変化が原因ですので、それに対し損害補償請求等を求める内容ではないと考えております。神立病院には、これまで市民の健康維持に多大な貢献をしていましたが、今後も同様に、地域の医療・福祉を支えるパートナーとして連携をしていきたい考へでありますので、そういう関係性においており、今後も同様に、地域の医療・福祉を支えるパートナーとして連携をしていきたい考へであります。

Q 今後、当該土地について、市としてどのような方針の下、土地利用を進めていく考へなのか、具体的な施策の方向性を伺います。

A 市長 商業、医療、宿泊機能など民間企業の誘致推進のため、第一種中高層住居地域から第二種事業地域に用途を変更しております。このことで立地可能な施設の規模が拡大しますので、都市機能の充実と地域のにぎわい創出を図つてまいりたいと考へております。また、神立病院は断念となりましたが、民間誘致ゾーンの選択肢が増えると考へております。多くの市民の皆様から、時間がかかつたけれどもよかったですと言つていただけます。多くを目指して頑張つてまいります。

▲旧つくばハウス跡地

4321 複合交流施設の見直しについて
子育てしやすいかすみがうら市について
入札制度の改革について
水道事業の広域化について

質問通告事項



Q

やまゆり館の後方の土地を活用して図書館を建設する話が出ていることについて伺う

A

結果についてはまだ把握しておりませんのでお答えできません

Q 宮嶋市長は複合交流施設の見直しを掲げ、市街地中央に市民に愛される図書館、文化交流センターの整備を進めるに公約をしましたが、やまゆり館の後方の土地を活用して図書館を建設するという話が出ているようですが、このことについて伺います。

A 市長 「中心市街地における公共施設の在り方に關する検討委員会」に諮問をして、これまで3回ほど開催していただいたところですが、結果についてはまだ把握しておりませんので、お答えできません。

Q 小中義務教育学校の給食費の無償化及び教材費の保護者負担解消について、進捗状況を伺います。

A 教育部長 学校給食の無償化につきましては、市単独で無償化するには安定的な財源確保が難しい状況です。教材費については、個人負担により購入していたカスタネットや彫刻刀、ハサミ、1人1台端末用のタッチペンなどを市費で購入し、学校へ配付するといった取組を行つて、保護者負担の軽減に努めているところです。

一般質問

設楽 健夫 議員



Q 東消防署移転における消防車通行時の音響について伺う

A 子どもたちや施設利用者の安心・安全向上のほうが多いと判断しております

◀映像は
こちらから
ご覧ください



質問通告事項

3 2 1 霞ヶ浦南小学校南側の旧保健センター跡地への東消防署移転における教育文教スポーツ施設への影響と交通安全について、大型の消防自動車の出動、帰庫、通行経路に関する交通安全調査を行ったか、これから行うのか伺います。

3 2 1 水田稻作・畑地の農地拡大時の課題、農道・土地改良区水路変更の所管及び手順と市道路認定について、神立病院移転と行政対応と今後の対策について



Q 旧霞ヶ浦保健センター跡地への東消防署移転における教育文教スポーツ施設への影響と交通安全について、大型の消防自動車の出動、帰庫、通行経路に関する交通安全調査を行ったか、これから行うのか伺います。

A 消防長 出動経路は霞ヶ浦南小学校体育館側市道が基点です。道路状況を日頃から独自で調査しております。改めて行う予定はありません。東消防署移設に伴う道路やサイレンの影響は多少はあるかもしれません。東消防署移設に伴う道路やサイレンの影響は多少はあるかもしれません。それよりも学校及び周辺のスポーツ施設やコミュニティ施設にとつて万が一の事故や救急搬送の場合に早急に対応することが可能となり、子どもたちや施設利用者の安心感や安全性が一層高まることのほうがメリットが多いと判断しております。

Q 旧霞ヶ浦保健センターから消防車通行時の定点音響発生試験では、プール棟前の上限値は78デシベルです。この音響調査が定期調査であり、校舎通過時の音響調査でなかつたことに対して具体的に検討されているのか伺います。

A 教育部長 基準値を超える時間があったとしても車両通過は一時的なものであり、学校生活において大きな影響を及ぼすものではないと考えております。

Q 土地改良区の用水路、排水路の移動・廃止の課題と対策について伺います。

A 産業経済部長 土地改良区内の市道併設用排水路につきまして、用排水路の底地の所有権は市へ移管されており、所管部署は道路課です。用排水路の所有管理は土地改良区です。用排水路は、併設の農道の排水機能も有していることもあり、移動・廃止は市への手続が必要となるほか、土地改良区の許諾も必要です。

Q 8月5日報告の神立病院移転に関する基本協定書解除までの協議・行政対応と今後の対策について伺います。

A 総務企画部長 基本協定書の記載事項中、大幅な変更が具体化したことは認識しておりません。令和5年12月に一部要望が出されておりますが、検討の可能性と判断し、特段基本協定書の変更とは解釈しておりません。

石澤 正広 議員



Q 登下校時の熱中症対策について伺う

A 登下校時の熱中症対策は大事であり、本市の状況にあった対応に努めてまいります

◀映像は
こちらから
ご覧ください



質問通告事項

65 4321 インフラの環境整備の現状と課題について
住宅街の側溝の管理について
道路施設表示の管理について
道

防災マップで土砂災害地域指定されている雪入と上佐谷の砂防ダム管理について
登下校時の熱中症対策について
市民窓口センターへの給茶機設置について



Q 登下校時の熱中症対策について、土浦市では保冷箱に氷を入れてネッククーラーを冷やす取組をしており、感謝の声が上がっているとのお話を伺いました。ぜひ、かすみがうら市もこうして取組をしていただければ、大変危険な暑さから子どもたちを守ることができます。

A 教育部長 児童生徒の安心・安全な登下校の確保の1つとして熱中症対策も大事なものと認識しておりますので、ご提案いただいたような対策を含め、本市の状況に合った対応につきまして、今後検討させていただきたいと思います。

Q 住宅街の側溝の管理について伺います。側溝の清掃は、地域の安全や水はけの改善にとってとても重要です。自治会で定期的に掃除ができるべきのですが、高齢化により清掃ができない現状があると思います。市としての基本的な考え方を伺います。

A 都市建設部長 側溝の管理については、市道の維持管理と同様に職員や委託先の事業者による清掃を実施しています。特に土砂の堆積が確認された箇所、地元住民の皆様から清掃の要望があつた箇所、過去に冠水のあつた実績のある箇所などを優先的に清掃を行っております。

一般質問の持ち時間を、質問・答弁含めて70分として行いました。

321

市の進めてる地域おこし協力隊について
ふるさと納税について
自主防災組織について



◀映像は
こちらから
ご覧ください

質問通告事項

321

市の進めてる地域おこし協力隊について
ふるさと納税について
自主防災組織について



服部 栄一 議員



A

すべての隊員に市内定住や地域に定着
いただけるよう相談を実施しております

Q

地域おこし協力隊一期生の今後の進路に
ついて伺う

Q 地域おこし協力隊一期生は、令和8年3月に任期切れとなりますが、今後の進路について伺います。また、地域に根を下ろし、オーガニック栽培の拡大、果樹栽培に向け奮闘する隊員もいますが、より経営を盤石にするため水稻栽培を取り入れたらと考えます。市の見解を伺います。

産業経済部長

A 本市の協力隊事業は、令和5年度に初めて4名の隊員を迎えて実施しております。市内定住や関係人口として地域に定着いただけるよう、希望や適性なども考慮した上で、今後の進路や事業計画の相談を実施しております。また、農業分野で活動している2名の隊員のうち1名が本市のオーガニック推進協議会に加わり、有機栽培に取り組んでいます。退任後の進路につきましては、隊員本人の意思を尊重することになりますが、農業の職を志す隊員をサポートするうえで、水稻栽培は有効な選択肢の一つと認識していますので、当該隊員に対しても、関係部署において丁寧に説明させていただきます。

Q ふるさと納税の返礼品として、特に人気の米を確保する方策について伺います。

産業経済部長

現在、ふるさと納税の市場における主要な返礼品として、米が注目されています。本市としましても、返礼品である米の確保は重要課題であり、返礼品調達事業者として、(株)かすみがうらFCを通じて在庫確保を図るだけでなく、ふるさと納税へ意欲的な生産者にむけ、返礼品取扱事業者への登録を促すなど、事業者登録の促進に尽力しております。特に在庫不足による寄付の受付停止に陥ることのないよう、複数の米卸事業者と連携し、昨年度の消費需要や寄付実績から必要な在庫量を予測とともに、更なる供給ルートを確保してまいります。

「市議会へのご意見」ページを 設置しております (市議会ホームページ)

かすみがうら市議会では、開かれた議会の実現
のため、市民の皆様からのご意見をお聞きして
おります。
皆様からいただいたご意見は、皆様からの貴重
な声として、今後の議会運営の参考にさせてい
ただきます。



▲市議会へのご意見ページ
QRコード

8月	9月	10月
5日 議会運営委員会 全員協議会	24日 議会運営委員会 全員協議会	15日～17日 市議会全体視察研修 櫻井健一議員後援会事務所の 土地利用に伴う農地法違反に 係る調査特別委員会
12日 議会運営委員会 全員協議会	21日 令和7年第2回霞台厚生施設組合 議会定例会	28日 令和7年第1回茨城県後期高齢者 医療広域連合議会定例会
19日 議会だより編集特別委員会 総務経済委員会	26日 令和7年第2回石岡地方斎場組合 議会運営委員会 全員協議会	29日 令和7年第1回茨城県後期高齢者 医療広域連合議会定例会
26日 文教厚生委員会 令和7年第2回臨時会	29日 全員協議会 令和7年第1回茨城県後期高齢者 医療広域連合議会定例会	30日 議会だより編集特別委員会 櫻井健一議員後援会事務所の 土地利用に伴う農地法違反に 係る調査特別委員会
31日 議会運営委員会 全員協議会 令和7年第3回定例会	1日 議会運営委員会 全員協議会	2日 議会運営委員会 全員協議会
8日～12日 決算審査特別委員会 議案審査特別委員会 文教厚生委員会 決算審査特別委員会 総務経済委員会 議案審査特別委員会 文教厚生委員会 決算審査特別委員会	9月2日～9月24日 令和7年第3回定例会	9月2日～9月24日 令和7年第3回定例会

令和7年第2回臨時会及び令和7年第3回定例会の議場での傍聴者数は、延べ44名、また、インターネットLIVE中継へのアクセス数は、延べ1,139回でした。

千代田庁舎の3階には、かすみがうら市議会議場があります。議場では、本会議が行われるほか、令和6年には初の「高校生議会」も行われました。定例会や臨時会は、議場で傍聴することができます。会議のある当日の午前9時より受付しておりますので、ぜひお越しください。

また、市議会ホームページでは、本会議の生中継や録画映像、会議録など、市議会の情報を多数発信しております。本ページ右下のQRコードからもアクセスできますので、ぜひご利用ください。



▲令和6年高校生議会の様子

傍聴や会議映像の視聴ができます

編集後記



委員会への付託に関する原則とは？

議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立つて詳しく検討を加え、本会議での重要な判断材料とするために、所管の常任委員会や特別委員会等に審査を委託することを、議会における委員会への「付託」と言います。

この場合、もし1つの議案の審査を付託しながら、別の委員会にも同じように付託すると、それぞれの審査結果が食い違うことにより、審査の一貫性が損なわれます。したがって、1つの議案の付託先は、1つの委員会に限定されるのが原則です。

令和7年第3回定例会において、議員発議第1号で求めた特別委員会設置と議案第80号の付託には、この原則が関係しているといえます。

これらの経緯については本誌3ページをご覧ください。

令和7年第3回定例会において、議員発議第1号で求めた特別委員会設置と議案第80号の付託には、この原則が関係しているといえます。

令和7年第3回定例会において、議員発議第1号で求めた特別委員会設置と議案第80号の付託には、この原則が関係しているといえます。

参考 地方議会運営辞典

議会だより編集委員 設楽 健夫

ご意見をお寄せ下さい

